

報道関係者各位

## 新型コロナに係る「陽性者登録センター」の設置について

診療・検査医療機関（いわゆる発熱外来）のひっ迫を回避するため、基礎疾患など重症化リスクのない方が自己検査等を行った場合に、発熱外来を受診せずに医師の確定診断を受けることができる「陽性者登録センター」を、下記のとおり設置いたしますので、お知らせします。

記

### 1 設置期間

令和4年9月1日（木）～当面の間

### 2 対象とする自己検査

- ・薬局やネット販売等で購入した抗原検査キット（医薬品として国に承認されたものに限る。）を使用した検査
- ・診療・検査医療機関から配布を受けた抗原検査キットを使用した検査
- ・薬局などで実施している県の無料検査事業の検査

### 3 対象者

次の①～⑥のすべてを満たす方

- ① 県内在住の方
- ② 10歳以上64歳以下の方
- ③ 妊娠していない方
- ④ 基礎疾患（糖尿病、高血圧、慢性の腎臓病、BMI30以上の肥満等）のない方
- ⑤ 市販薬を活用して自宅療養が可能であると自身で判断できる方
- ⑥ スマートフォン、タブレットPC等でのメールの連絡が可能な方

### 4 申請の流れ

- ・専用WEBサイト（土日・祝日を含む24時間受付）に氏名、年齢、住所等を登録  
URL: [https://www.pref.yamagata.jp/090016/touroku\\_center.html](https://www.pref.yamagata.jp/090016/touroku_center.html)
  - ・本人確認書類及び検査キットの結果(判定ライン)等の写真データを登録(アップロード)
  - ・医師の確定診断後、申請者に対して診断結果を通知
- ※申請方法に係るコールセンター：☎050-5444-2359  
（土日・祝日を含む9時～17時受付）

### 5 その他

- ・65歳以上の方や基礎疾患などがある方は、かかりつけ医又は受診相談コールセンター（☎0120-88-0006）にご相談の上、発熱外来を受診してください。

問合せ先	山形県健康福祉部コロナ収束総合企画課 課長補佐（総括）今田 023-630-3322
報道監	健康福祉部次長 柴田

# 新型コロナウイルス感染症にかかる自己検査体制の構築 (陽性者登録センターの設置)

令和4年8月31日  
健康福祉部

無症状の方

感染不安のある場合

- ・ 薬局等で実施している無料検査を利用
- ・ ネット等で抗原定性検査キット（国が承認した医薬品）を入手し、自己検査を実施

陽性の場合

発熱等でお困りの方

症状が軽く、  
受診の緊急性  
が低い場合

- 薬局・ネット販売等
- ・ 抗原定性検査キット（国が承認した医薬品）を入手し、自己検査を実施
  - ・ 市販薬等を購入し、自宅療養

陰性の場合

外来受診不要  
(体調の変化があれば受診へ)

重症化リスクが  
低い方

症状が重い  
場合

陽性の場合

9月1日～  
当面の間設置

陽性者登録センター

重症化リスクが  
高い方

- ・ 65歳以上
- ・ 基礎疾患あり
- ・ BMI30以上
- ・ 妊娠している

診療・検査医療機関

- ・ 電話等で予約のうえ受診
- ・ 医師による確定診断

WEBサイトで受付  
(氏名等の登録、  
検査結果のアップロード)

医師による確定診断  
(上限500件/日)

本人への連絡

【センターの概要】

- 24時間受付(土日・祝日含む)  
※ コールセンター：9時～17時
- 対象者要件
  - ・ 県内在住
  - ・ 10歳以上64歳以下
  - ・ 妊娠していない
  - ・ 基礎疾患なし
  - ・ 市販薬等で自宅療養が可能
  - ・ スマートフォン、タブレットPC等でのメールの連絡が可能

発生届

発生届

保健所